

医師法第 16 条の 10 第 1 項に基づく
厚生労働大臣から一般社団法人日本専門医機構への意見

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること
(医師法第 16 条の 10 関係)

(1) 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング案について

① 全般的な事項

- ・ 令和 8 年度専攻医募集における、令和 7 年度までのシーリングの仕組みの見直しに当たっては、令和 9 年度以降の対応を見据え、医療提供体制の確保への配慮、専門研修の質の向上及びその他の現場の運用における負担等の観点から、課題の把握に努めること。
- ・ シーリング対象外の都道府県の医師少数区域に専門研修指導医を常勤で派遣している都道府県・診療科に対しては、通常プログラムの加算上限数に対する派遣実績の比率に応じ、採用可能数の追加を考慮すること。ただし、追加する枠数については、シーリング全体への影響を考慮し上限を設けることとし、また、次年度以降のシーリング数を算出する際の採用実績には計上しないこと。

② 連携プログラム等について

- ・ 令和 8 年度のシーリングにおいて、特別地域連携プログラムを連携プログラムに振り替えることを可能としていることも踏まえ、各種連携プログラムの連携実績を把握すること。
- ・ 医道審議会医師分科会医師専門研修部会における連携先要件及び研修期間等に関する議論や、連携先確保の取組を推進する方向性を踏まえ、今後の検討に資するよう、特別地域連携プログラムを経験した専攻医の意見を聴取することや、連携先確保に必要とされる都道府県や学会等が協力できる仕組みの構築準備等、特別地域連携プログラムの推進に向けた取組を進めること。

③ 専門研修指導医のシーリング対象外の都道府県への派遣実績について

- ・ 令和 8 年度専攻医募集におけるシーリング数を算出するために収集した専門研修指導医の派遣実績については、より詳細な分析を行うこと。その際、令和 9 年度以降の指導医派遣の実績の収集については、頻度や方法について現場の負担も考慮しつつ、今後の検討に資するよ

う、例えば、派遣先における専攻医の受入実績や指導実績等、必要な情報についても検討を行うこと。

④その他

- ・ 専門研修における医療提供体制への配慮や専門研修の質の向上の両立に向けた取組の検討や推進に資するよう、引き続き、専攻医、指導医、学会等の現場の実際の声を含む関係者の意見の聴取、専門研修に関する情報収集及びデータ整備を着実にを行うこと。